

平成二十二年
第四回

大分県議会定例会会議録

〔近藤議員登壇〕（拍手）

近藤議員 十九番、自由民主党の近藤和義でございます。

私の議席の前には、昨日から白い花が主にかわるかのごとく飾られています。

す。本会議中は姿勢を微動だにさせなかったあの端正な、剣道七段錬士、佐々木哲也議員、道半ばにして、さぞかし無念であったと思います。生前のお気持ちを察し申し上げ、心からご冥福をお祈りし、質問に入らせていただきます。

初めに、TPPの農業への影響と農業戦略について伺います。

豊かな実りの秋を迎え、本来なら収穫への感謝と喜びの季節であるはずの農村は、かつてない米価の下落と先の見えない需給状況の中で農政への大きな不安と不満が募っています。このようなときに追い打ちをかけるかのごとく、菅総理の唐突とも思えるTPPへの参加を検討する旨の所信表明がなされました。

ご案内のとおり、このTPPは、農産物の最大の輸出国であるアメリカやオーストラリアなども交渉への参加を表明しているアジア太平洋圏での自由

貿易の構築を目指すための協定で、参加国間での貿易に関する関税は原則ゼロ％の完全自由化を目指すものであります。

TPPへの参加をめぐり、開国か鎖国かの議論がある中、菅総理は盛んに「国を開く」という言葉を述べられています。果たして我が国がどのような国を閉ざしていたというのでありましょうか。

我が国はこれまで工業製品の輸出拡大など貿易立国として発展してきましたが、世界の先進国の中では農産物の輸入は最も開かれた国であり、輸入額は二〇〇九年度で四兆五千億円余りとなっており、このようなことから国内の食料自給率は穀物ベースで二六％にまで下がっています。

食は風土の産物であり、それぞれの国に多様な農業があることは国の安全にも深くかわることであり、一次産業が国を開くことの障壁であるかのこ

とき論調は農業の蔑視そのものではないかと思えるのであります。

政府は、三月に閣議決定した食料・農業・農村基本計画で食料・農業・農村政策を国家戦略に位置づけ、二〇二〇年度までに食料自給率を五〇％に引き上げるとの目標を掲げていますが、TPPに参加となれば自給率は一三％に下がるとの試算もあります。

TPPに参加した場合の影響について内閣府、経済産業省、農林水産省からそれぞれ独自の試算が出されていますが、それぞれの見解や数値が大きく異なっているとはいえ、国内農業生産額の減少、食料自給率の低下、雇用や多面的機能の喪失など一次産業を中心とする農山漁村への打撃は深刻なものとなります。

経済界においてはTPPに参加しなければ世界から取り残されとの意識が強いようですが、EUや米国とのFTA交渉で先行する韓国におくれをと

るという焦りもあるかと思えます。

主張としては、戸別補償を柱に国内農業対策を強化すれば関税を全廃しても問題はないとの見解であります。しかしながら、生産基盤である国土そのものの条件がまるきり違いますので、大規模化や合理化で追いつけるようなレベルではなく、コスト競争という点では日本は竹やりの域を出るものではありません。

世界の食料事情は、新興国などの旺盛な需要で逼迫、高騰を続けており、恒常的な干ばつや洪水などによる輸出制限など極めて不安定な要素を持っており、安価な食料調達がいつまでも可能とは限りません。自由化による経済効果など単純な数字や目先の利益だけで農林水産業を論じたのでは将来に大きな禍根を残すことになります。

さりとて、貿易の自由化、国際化は世界の趨勢であり、あらゆる産業とともに日本の農業も世界に打って出る攻

めの戦略を欠かすことはできません。折しも、日本の食文化がヘルシーな食として世界の多くの国から注目をされています。また、日本の高級ブランド農産物が輸出戦略品目として大きな期待もかかっており、本県においてもその取り組みが始まっています。

そこで伺いますが、我が国がTPPに参加した場合、本県農業への影響度を県はどのように見ておられるのか、また、攻めの農業戦略をどのように立てられるのか、まずそのことを伺い申し上げます。

以下は対面演壇で質問させていただきます。

〔近藤議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

副議長 ただいまの近藤和義君の質問に対する答弁を求めます。広瀬知事。

〔広瀬知事登壇〕

広瀬知事 ただいま近藤和義議員か

らTPPの農業への影響について大変ご心配をいただきました。

いわゆるTPPの交渉に参加して関税が全廃された場合には、それだけでなく構造的な課題を抱えている本県農業は、よほどの対策を打たなければ甚大な影響を受けてしまいます。

そこで、政府の方針決定を直前にした十一月四日に、TPPへの参加については慎重に検討することや、日本の農業の持続的発展が図られ、生産者が安心して営農できる国内対策を示すことなどを緊急に要望したところであります。

その後、閣議決定されました包括的経済連携に関する基本方針では、TPPについて、関係国との協議を開始するとともに、国内農業の強化策について、来年六月に基本方針を定め、中長期的な視点を踏まえた行動計画をさらに十月をめどに策定して、早急に実施するということが言われているところ

でございます。

これに先立ちまして農林水産省では、TPPによる農業への影響は四兆一千億円程度と公表しましたけれども、同じ手法で大分県の影響額を試算いたしますと約五百六十億円の減少ということになります。しかし、これは農林水産省と同じ手法でということでございます。米は前提条件のとおり九〇％が外国産に置きかわるか、あるいはまた、酪農については一〇〇％立ち行かなくなるのかなど、これからよく検証してみなきゃならぬ計算の前提はあるわけでございます。しかし、前提条件次第では大変大きな影響が出るということでございます。

これからのことを考えますと、しっかりとした国内対策を国に求めるとともに、議員ご指摘のとおり、本県農業の攻めの戦略を立てるということも大変大事だと思います。

影響についてしっかりと検証するとい

うこと、そして必要な対策をしっかりと打ち立てていくこと、その中には攻めの戦略も加えるということでございます。

私はこれまで、マーケット起点のもののづくりを進めて力強い経済体の確保育成を目指して農業の構造改革を進めてまいりました。米生産が中心の集落営農は、組織化するだけではなくて経営戦略を持った法人化を進めておりまして、法人化率は九州一になっております。コネギや「高原白ねぎ」では、県域生産体制ができてまして、市場シェアも拡大しております。日本一の「大分乾しいたけ」に続く大分ブランドを着実に育てていかなければならないと思っております。

また、農産物輸出につきましましては、TPP参加ということになれば相手国の障壁が取り払われるということになりますから、拡大のチャンスもあるというふうに考えられます。

日田梨 は既に海外へのチャレンジを始めまして、輸出のさらなる拡大を目指して選果場の機能向上に取り組んでいるところでございます。

牛乳につきましては、口蹄疫の関係で現在中国向けは停止しておりますけれども、再開されれば、メイド・イン・ジャパンの信頼を背景に積極的な売り込みを行っていききたいというふうに考えているところでございます。

今こそ、特色のある農産物の生産に努めて、ザ・オオイタ・ブランドに磨きをかけるため、企業的な経営体の育成など経営構造改革の取り組みを加速させていかなければならないというふうに考えているところであります。

副議長 近藤和義君。

近藤議員 ただいま大分県の影響について伺いました。

国が具体的な裏づけ対策を示したとしても、毎年三兆円以上が必要と言われております。財源の確保をどうする

のか。果たして国民の合意が得られるのか。自然との共生である農業が、急に右から左に変わるというわけにもまありません。どのような状況になったとしてもこの美しい県土を荒廃してはならない、そういうふうに思います。農業団体との緊密な連携も欠かせないと思っておりますが、そういうことを含めまして、本県の農業の将来について知事さんのご見解を再度お伺いします。

副議長 広瀬知事。

広瀬知事 大分県の農業、先ほど申し上げましたように構造的な問題を抱えているというふうに考えております。そういう中で、とにかく知恵を出して汗をかいてもうかる農業を実現しようということで各分野において努力をさせていただいているところでございます。

とにかくTPPの議論がございますけれども、そういう中でマーケット中

心のものづくりをやるとか、あるいはそういうマーケットに適応できるように生産構造の強化だとか、あるいはまた、将来にも展望が持てるような担い手の育成といったようなことを中心に、しっかりと農業の振興を果たしていかなきゃいかぬ、こう思っているところでございます。

TPPの議論がありますけれども、今のような状況でもなかなか苦しいわけでございますから、そこを我々はやっぱり何とか前に進んで克服していくって、そしてTPPの議論に備えていかなきゃならぬ、こう思っているところでございます。

副議長 近藤和義君。

近藤議員 今、知事の思いを聞かせていただきましたが、このTPPへの参加については賛否両論があります。

いずれも都合のいい部分だけが強調され、大切な視点がかすんでいるのではないかというふうに私は思います。

二十一世紀社会の最大の課題は環境、人口、食料、エネルギーであると思いますが、目先の利益、損失勘定ばかりでは、ますます地球環境の悪化が進み、人が住むにふさわしい生活環境そのものが損なわれるのではないかと、そういうふうにも思います。仮に輸出産業が発展できたとしても、地方農山村の生活基盤である一次産業や地域社会が崩壊するようなことになっては、損なわれる国益というものがどのようなことなのか、十分、国民的な議論を尽くす必要があると思います。

また、TPPに参加することになれば、国民生活に劇的な変化をもたらすと言われております金融や医療など労働者の移動を含むサービス部門の開放など最も肝心なことについては余り議論をされておられません。

また、ほとんど伝えられておりませんが、農産物輸出に対するアメリカの戦略的な農業保護政策は日本の農政と

は雲泥の差があり、一般の人々がこれを知ったら、きつと驚くことになると思います。

私は、TPPより、今進めているFTAがより現実在即しているものと思っておりますが、知事さんのご見解を伺います。

副議長 広瀬知事。

広瀬知事 初めに、TPPについて賛否いろいろな議論がある、そのところについて、よつぽど物事を幅広く見て、そして判断をしなければいけないというご指摘がございましたけれども、私もそのとおりだというふうに思っております。

TPPを賛成というふうにしては、やっぱりもう、余りにも農林水産業に対する影響が大きいし、また、そのことによって農林水産業が果たしている多面的な機能の喪失も大きいというふうに思います。また、TPPで農林水産業以外にいろんなことが論じられな

ければならないわけで、そのところについてまだまだこれから議論しておかなきゃならぬ点が多いというふうに思います。

ただ、今、だから反対だというふうにしては、これまた、国際社会の趨勢は非常にTPPに向かって動いておりますから、その大きな動きの中に乗りおくれちゃつていけるのかどうかということもよくよく深刻な問題として考えていかなきゃならないし、反対をして、そつぽを向いておけば、このTPPの議論は国際的な流れとしてずっとできていくわけでございますから、それについて何も物が言えないままに国際的な枠組みができ上がっていつていいのかということになりますと、それまた、やっぱり非常に心配なところでございます。今やっぱり、反対、あるいは賛成ということではなくて、どこに問題があつて、どういうふうなそれを克服していけるのか、手があるのかというところについてよく議論をしていくということが大事なんじゃないか、こう思っているところでございます。

そういう中で、もう一つ、TPPよりもFTAの方がいいんじゃないかというご指摘でございますが、確かにFTAですと二国間でいろんな交渉の余地がより多く残されておりますし、現にこれまで結ばれたFTAでは農業への大きな影響というようなことのないような形で進めることができてきたわけでございますが、それができればもういいわけですけども、今、大きな国際的な流れは、やっぱりFTAから一歩超えて、TPPへと向かっているということでございます。そういう方向で話が進んでおりますので、いや、TPPよりもFTAの方がいいんだ、こう我々が言つても、それで国際的に通用するかどうかというところ、非常に判断がある。相手のあることだもんですから、そのところはなかなか

難しいことだ、こう思っております。

議員ご指摘のとおりだと思いますけれども、それで通用できるかどうかというところがまた悩ましいところだ、こう思っております。

副議長 近藤和義君。

近藤議員 知事のご見解を聞かせていただきました。

このことについては、やはり県民の中でもいろんな議論の高まることを私は期待しております。

次に、地域主権について伺います。

昨年九月の民主党政権誕生以来、政策の一丁目一番地として取り組むことにされた地域主権改革は、本年六月に地域主権戦略大綱として決定され、今後の道筋が示されました。しかしながら、継続審議となった地域主権改革三法案は、さきの臨時国会でも審議できず、またもや見送りとなりました。また、国の出先機関の原則廃止では、八月末の各府省の自己仕分けでの回答は、

国の出先機関の事務、権限を地方へ移すとしたのは、条件つきを含めて、検討対象の一割どまり。さらに、ひもつき補助金の一括交付金化においては、各府省が一括交付金の対象とした補助金は、金額ベースでわずか〇・一％にも満たないというさんざんたる状況でした。現在、見直しを受け、制度設計が進められています。これまでの各府省の強い抵抗のもと、お題目ばかりが先行し、その実践においてはほとんど前に進んでいないのが現状ではないでしょうか。	した。 国がなかなか動かない中、地方から声を上げ、地方分権を勝ち取っていくという姿勢は大変意義のあることと考えております。 機構のイメージとしては、執行機関である知事連合会議、仮称と、議事機関としての議会代表者会議、仮称の二代表制を考えられているようで、我々議会としても、議会なりにどのようにかかわっていくべきかなどについて十分議論し、よりよいものにつくり上げていく必要があるのではないかと考えます。 そこで、現在の地域主権改革の進捗に対する認識と今回打ち出された九州広域行政機構、仮称について知事の考えをお伺いします。 副議長 広瀬知事。 広瀬知事 地域主権についてのご質問でございました。 議員ご指摘のとおり、地域主権の実	現に向けた取り組みは遅々として進んでいないというふうに思います。現政権は有言実行内閣を標榜しておりますけれども、地域主権改革関連の法案は一本も成立させることができていない状況であります。地域主権を高らかにうたいながら政権交代をなし遂げたわけでございますけれども、期待が大きかっただけに、今の状況については大きな失望を感じております。 国の出先機関改革や一括交付金につきましては、全国知事会としても具体的な提案を行って、その実現を促してきましたけれども、各省庁の反論も大変に強くて、それを抑え込む政治の動きもまだ空回りという状況であります。 国の出先機関改革についての各省庁の反論の一つは、出先機関を廃止した後の受け皿がないじゃないかというものであります。この点につきまして、これまで政策連合、あるいは九州観光推進機構の設立など実績を積みまして、	一体感の強い九州から議論を提起して国に積極的に提案していただくという考えで、この春から九州地方知事会議で議論を進めてきたものでございます。 その中で、先般、改革が検討されている出先機関の事務、権限、人員、財源を丸ごと受け入れて運営していく九州広域行政機構の設立を目指していくことで各県が合意したわけでございます。議員ご紹介のとおりでございます。 この機構をめぐる議論はいろいろありますけれども、大事なことは、機構の設立によって何がどう変わり、そして住民にとってどんなメリットがあるのかということでございます。そこがちゃんと説明がつくかどうかというところでございますけれども、この点については、これまで国会や大臣の目が届きにくかった国の出先機関の仕事に対して、今度は住民の代表としての知事や議員が参画するというところによりまして地域のニーズを的確に反映し
--	--	---	---

た事業をより迅速に行うことができる
ということでございます。加えまして、
各県の政策と連携した総合的な行政を
行うことができるということも非常に
大事なことでないかというふうに
思っています。また、それだけ住民に
近いところで行政が行われるわけでござ
いますから、住民の監視が行き届く
ということになります。無駄を省いた
効率的な行政というのが九州ではでき
るということになるわけでございます。

機構の構想につきましては菅総理や
片山総務大臣も強い関心を持っていた
だいておりまして、政府として、九州
の構想をモデルに法案を検討するとの
報道もあつたところでございます。ま
た、関西広域連合に加えまして、関東
や北海道、東北でも九州の動きを受け
て検討を開始するなど、これまでなか
なか前に進まなかつた出先機関の改革
が、まさに九州発でできようというふ
うにしているんじゃないかと期待をし

ているところでございます。

機構の設立に向けましては、法律の
整備や財源問題などまだまだ解決すべ
き課題や調整すべき事項がたくさんご
ざいます。知事連合会と議会の連合、
両方でやつていこうということござ
いますから、議会の皆様方の積極的な
ご理解、ご協力も必要でございまして、
そういった意味でもよく連携をとりな
がらやつてまいりたいというふうに
思っているところでございます。

副議長 近藤和義君。

近藤議員 九州の取り組みをモデル
として国が改革を進めるといふ、そう
いふふうな新聞報道も見たところでござ
います。私は、先になろうかと思
いますが、行き着くところは、地域主
権は課税権などをしっかりとした自主
財源として持った道州制ということに
なろうかというふうに思ふんですが、
その点、知事はどういうふうに考えて
おられますか。

また、今回の九州広域行政機構の位
置づけは道州制の検討の中でどういつ
た位置づけになつていいのか、それも
あわせて伺いをいたします。

副議長 広瀬知事。

広瀬知事 道州制につきましても、
九州地方知事会、あるいはまた、九州
地域戦略会議の方で議論をしてきたと
ころでございます。また、そういう議
論を県民の立場から見ても必要があ
るといふことで、県にも検討委員会を
設けて議論をいただいているというよ
うな状況でございます。

この道州制につきましては、やはり、
自治といえますか、地域主権といいま
すか、そういうものを前に進めていく
とそこまで行き着くのかなと思つてお
りまして、そういう意味では、先の目
標としてはやっぱり道州制というのは
大変大事なテーマだというふうに考え
ておりますけれども、その議論をやつ
ているさなかに国の出先機関の廃止、

地方への移管という問題が出てきたも
んですから、こつちの方も急いでやら
なきゃいかぬということで、道州制の
諸課題はいろいろもう研究し尽くされ
ておりますけれども、その前にこの議
論を、道州制の議論はちよつと横に置
いて、この議論でとにかく受け皿をつ
くつていこうじゃないかということに
なつたわけでございます。

将来、こういうことを通じまして、
さらに道州制への道が開けていくとい
うようなことになるんじゃないか、こ
う思っているところでございますけれ
ども、今のところ、それを前提にとい
うふうに考えますとまたいろんな議論
が出てまいりますので、そういうこと
ではなくて、それは横に置いて、こつ
ちを急いでやろうというのが今の状況
でございます。

副議長 近藤和義君。

近藤議員 広瀬知事には、九州知事
会のリーダーとして積極的に、先導的

なお取り組みをしていただきたい、そういうことを私は心から期待をいたしております。

次に、暴力団対策について伺いをします。

先般の第三回定例会において、本県からの暴力団排除を推進し、県民の安全で平穏な生活を確保し、健全な経済活動を確保することを目的とする大分県暴力団排除条例が制定をされ、平成二十三年四月から施行されることになりました。

県内には十七の暴力団組織があり、その構成員等は四百八十名もいるとされ、十年前に比べれば百三十三名もふえている状況です。

隣の福岡県では、暴力団同士の抗争が後を絶たず、一般市民が対立抗争の被害になる事件も起きています。幸いながら本県では抗争事件の発生はないものの、けん銃等の不法所持や薬物の密売などの事件は起こっており、暴力

団対策は看過できないものとなっております。

平成四年に施行された暴力団対策法により今の暴力団はその実態を隠すようになつており、関係企業を利用して貸金業等の事業活動に進出したり、暴力団員がみずから建設業や飲食店を経営するなど正当な企業活動を仮装して巧妙に活動資金の獲得を行っております。

また、県外に本拠を置く暴力団が大分県での利権を求め県内に進出してくるのではないかといううわさもあり、その場合は既存の暴力団との摩擦により暴力団抗争の勃発も考えられます。

全国最大の暴力団組織である山口組は、その六代目は大分市出身であると言われており、暴力団の動きが活発化する懸念もあります。そうなる前に何とか暴力団の活動を抑え、県民の安全を確保し、健全な社会を築くことはとても大切なことです。そのような中、条

例が制定されたことは非常に意義深いことだと思います。この条例が実効性のあるものとなるよう、県挙げて取り組んでいく必要があります。

そこで、この条例の制定により今後の暴力団排除対策をどのように進めていけるのか、考えをお聞かせください。

また、暴力団対策に当たる警察官は、命が危険にさらされることもある中、夜遅くまで張り込みや捜査を行うなど非常に厳しい仕事をしております。一般の行政職よりも当然、高い給料と十分な手当が支給されるべきと思います。が、あわせてお考えをお聞かせください。

副議長 坂井警察本部長。

坂井警察本部長 お答え申し上げます。

本年九月に制定をされました大分県暴力団排除条例は、暴力団の利用や暴力団への協力、交際をしないことを基

本として、県民、事業者、自治体、警察が一体となつて暴力団排除を推進するため、県や県民等の責務、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益供与の禁止等を定めたものでございます。

本条例を実効あるものとしていくためには、やはり県民の皆さん方のご理解とご協力が必要不可欠であることから、広報啓発活動を一層徹底するとともに、暴力団排除のための各種活動に対する支援を積極的に推進し、社会全体で暴力団排除の活動を強化していくこととしております。

同時に、警察の総力を挙げて暴力団犯罪の徹底検挙に努めまして、暴力団の壊滅に向けて取り組んでまいります。

次に、警察官の給料等についてでございますが、警察官の給料は、その職務の特殊性等に配慮して、一般行政職とは別に定められました公安職給料表

に基づいて支給をされております。また、暴力団犯罪等の各種捜査や銃器が使用された暴力団同士の抗争事件に伴う暴力団事務所の警戒等に当たる警察官には、給料に加えて特殊勤務手当が支給されておるところでございます。

今後とも、そうした勤務の実態や職務の内容に見合った適正な処遇に努めてまいります。

副議長 近藤和義君。

近藤議員 新聞報道によりますと、本年四月、暴力団排除条例が施行された福岡県においては、表向きは暴力団排除でも、実際は怖くて金銭要求を断れない、条例にひつかからないように慎重につき合いを続けるといった事業者の声が掲載されておりました。このようにならないように、本県は具体的にどのような対策をとることにしているのか、お聞かせを願います。

また、第一線で取り締まる警察官に

対し暴力団員が、あなたの家族はどこに住んでいますねと暗に警察官を牽制するような発言をする団員もいる、そういうふうには私は聞いておりますけれども、これはやはりゆゆしきことであると思います。やっぱり優秀な警察力、組織を挙げてかかっているかないと、やはり警察官にも身の危険が降りかかるわけでありまして。そういう大切な役目をする警察官でありますので、勤務条件につきましては本当に満足のいけるような、そしてまた、過剰な勤務にならないような、そうした配慮もやりながら取り締まり活動を続けてほしい、そういうふうに思います。部長の見解をお伺いします。

副議長 坂井警察本部長。

坂井警察本部長 お答えをいたします。

まず、表面上は暴力団と関係を絶つたように見せても、実は裏では依然として暴力団との関係が続いている実態、

こういったものがあるのではないかと、いうご指摘ですけれども、私も率直に言って、そういう実態が全くないとは思っておりません。恐らくそういうことは本県でもあるのではないかと思います。

したがって、私どもとしては、まず一つは、今回の条例を契機に、暴力団とつき合うということがいかに社会的に間違ったことであるのかということについてきちつとした広報啓発をしていって、そういった理解を深めていくということが大切でありますし、また、今回の条例は、暴力団に対して、暴力団を利用するためにいろんな利益供与をするような行為については制裁措置を定めております。具体的には、公安委員会によって勧告をしたり、あるいは、それでも従わない場合にはそういった事実関係を公表する、これは事業者に限った制裁措置であります。そういった措置も定められております

ので、そういったことの活用も視野に入れながら、硬軟両面からといいますか、そういう事業者を中心にした暴力団とのつき合いというものを絶つてもらう方向に向けていろいろな働きかけというものを今後進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、暴力団対策に勤務する警察官、大変厳しい勤務をしている、その待遇改善をというお話で、大変ありがとうございます。

私といたしましても、そういった趣旨を十分踏まえまして、今後ともそういった警察官が安全に勤務できるように組織を挙げてやはり保護の対策というのもしていかなきゃなりませんし、待遇の改善というのにも引き続き努めてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

副議長 近藤和義君。

近藤議員 いざというときに、やつ

ぱり県民の安心で一番頼るのは警察官でございますので、今後とも県警が一層優秀な組織になることを期待いたしております。よろしく願います。

次に、公用車の軽自動車導入について質問をさせていただきます。

軽自動車といえば、一昔前までは、維持費や燃費はよいけれども、狭い、万一の衝突時に安全性が低い、長距離は運転に気を使つて疲れるなどマイナスのイメージの方が強かったように思います。しかし、技術の進歩により、

今や普通乗用車に劣らないほどの広さや安全性を持つ軽自動車が次々と生産されており、逆にそのメリットの方が注目をされるようになっていきます。このことは車に関する各種統計にも反映をされており、例えば、ことしの五月、ダイハツ工業が実施した二十代の男女に対するアンケート結果によると、自動車購入希望者のうち二人に一人が軽自動車を選択肢に入れるなど、女性

を中心に、低燃費、低コストで環境にも優しく、小回りがきいて車庫入れもしやすい軽自動車への人気が高まっております。

また、全国軽自動車協会連合会によると、本年三月末現在の全自動車保有台数のうち軽自動車の占めるシェアは、全国平均が三五・五％、本県では四五・三％で全国十二位となっており、軽自動車の普及率は全国的にも高くなっております。

ご案内のとおり、本県には、知事の積極的な企業誘致により、ダイハツ九州を初め、多くの関連企業が県北地域を中心に広く立地しており、県経済発展の大きな原動力として、まさに軽自動車がその牽引役を果たしていると云つても過言ではありません。

さらに、女性の社会進出が進む中、県職員に占める女性の割合も年々増加しています。本年四月一日現在で知事部局における女性職員の割合は一九・

三％となっており、十年前の一五・九％に比べると三・四ポイントの増となっております。

県税の滞納整理や保健所の指導業務、農業の普及指導など女性職員が公用車を運転する場面は日常茶飯事です。通勤等で使用するマイカーは多くが軽自動車です。これまでも女性職員から、乗りなれない普通車は大きくて怖いとか、山間部の細い道路で脱輪して困ったなどといった話を多く聞いています。また、軽自動車の導入には職員組合との協議が必要とも聞いています。女性職員が安心して仕事のできる職場環境づくりが必要ではないでしょうか。

そこで伺います。

エコの面でも、県の産業振興の面からも、また、県政を支える職員の側からも軽自動車に対するニーズが高まっていると思いますが、まず、軽自動車について導入基準のようなものがある

のか、伺います。また、今後、普通車の更新時には積極的に軽自動車を導入していくべきと考えますが、この点についてはどう考えておられますか、あわせてお答えをお願いいたします。

副議長 油布会計管理者兼会計管理局長。

油布会計管理者兼会計管理局長 お答えいたします。

職員が共用車として運転する公用車の配備に当たりましては、移動距離や運転時間等を勘案し、原則として千三百ccの小型車を導入することとしております。

軽自動車につきましては、これまで、道路幅が狭い市街地や山間部を運行するなど、普通車より軽自動車の方が使い勝手のよい業務に活用してきたところでありまして、今月一日現在、知事部局の公用車八百十二台のうち十九台が振興局や県税事務所、土木事務所などに配置をされております。

軽自動車は、普通車に比べて積載可能な重量が小さい、乗車できる人数も少ないなどの制約がありますけれども、一方で、低燃費で環境に優しく、車両価格やランニングコストが安いというメリットがあります。

また、近年の軽自動車は、安全性や居住性の面で普通車と比較しても遜色がなく、運転も容易でありますので、今後の普通車の更新に当たりましては、業務の内容や運行距離等を勘案した新たな基準を策定し、軽自動車の導入を進めてまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

副議長 近藤和義君。

近藤議員 経費の節約面からも、私も議会が視察研修させていただくときに乗用車を用意していただいておりますが、場合によっては一人の場合があるんです。やはり非常にもったいないくて、できれば、もう本当に、我々に

遠慮ありませんから、三人、四人押し込めて結構でございますから、そういう使い方をこれからはやっていただきたい、そういうふうに思っております。それでは、続きまして肉用牛振興について伺います。

J A全農本部では全国主要家畜市場での和牛子牛の取引結果を毎月まとめて発表していますが、本県の豊肥、玖珠の両市場ともに子牛の価格は最低の状況に近いものであります。

一つには、県内で豊後牛として肥育される頭数が少ないことから県産種牛の能力評価がわかりにくく、県産子牛は実力以下の安い価格で取引をされています。

県内二つの市場でも、県外のブランド種牛の子牛は高い値段がつくために、繁殖農家は仕方なく競って高価な県外種牛の種を求めています。平成二十一年度のデータでは取引頭数一万三千八百三十九頭で、内訳は、県内種雄牛の

産子が六三％、県外種雄牛の産子が三七％となっています。価格は、県内種雄牛の産子の平均は三十一万五千円で、県外種雄牛の産子では三十六万四千円であり、一頭当たりの価格差は四万九千円となっています。また、種雄牛一頭ごとの実績によれば、県産種雄牛は一番高いものでもその平均価格は三十三万六千円であり、県外種雄牛の最高平均価格四十六万九千円からすると実に十三万三千円の大きな差があるわけであります。

県産のスーパー種雄牛「糸福号」の全盛時代は全国から購買客が集まり、本県の市場が常に上位にランクしていたことからすれば、今日の状況を生産者が嘆くのも無理からぬことであります。

県は、口蹄疫対策の一環として、県内子牛市場価格が全国の九〇％以下になった場合、上限を三万円として、その四分の三を補てんする緊急対策事業

に取り組まれた結果、九月の市場がその対象となったことで、約三千万余りが関係者に支払われることになっていきます。タイムリーな事業ではありませんが、支援を受ける生産者の気持ちは、県の情けはありがたい、しかし、それよりも、ふだんから安定取引できる優秀な種雄牛を一刻も早くつくり出してほしいというのが全生産者の本音であると私は思っております。

今、畜産全体に共通していることは、飼料代の高騰で経営が大きく圧迫されており、円高が続く今日においても、来年にはさらに飼料が値上がりするところが伝えられております。県内では、現実に繁殖雌牛の頭数の減少が続く、畜産をやめたいという農家が最近是一段とふえています。県はこの現象をどのように見ておられますか。優秀な種雄牛の造成を始め、早急な対策を講じなければ、代表的な豊後牛などの生産頭数は激減するのではないかと私は危

惧をいたしておりますが、県のお考えをお聞かせください。

刈副議長 片岡農林水産部長。

片岡農林水産部長 肉用牛の振興についてお答えをいたします。

子牛価格低迷の要因は、繁殖雌牛の高齢化や出荷子牛の発育のばらつきなどありますが、県の種雄牛の評価が低いということも大きな原因であるというふうに考えております。

「糸福」の後継種雄牛については、農林水産研究指導センター畜産研究部を中心に改良を重ねており、「寿恵福」「勝福平」「萬福八号」など優秀な種雄牛が造成されているところであり、特に「勝福平」の子牛は、出荷が始まった十月市場以降、高値で取引されており、今後も大いに期待しているところであります。

今後は、これまで蓄積された約十萬頭の枝肉データをもとに、種雄牛や雌牛の能力を数値化した育種価や受精卵

移植技術を活用して、農家のニーズにこたえられる優秀な種雄牛をスピードと精度を上げて造成していくこととしております。

あわせて、種雄牛の能力を十分発揮させるため、高齢化した繁殖雌牛については、糸桜系、気高系、但馬系の血統バランスを図りながら淘汰更新を積極的に推進してまいりたいと考えております。

さらに、肉用牛経営全体の収益性を高めていくため、繁殖から肥育まで行いう一貫経営の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

刈副議長 近藤和義君。

近藤議員 私は、県が決して手をこまねいていたとは申し上げませんが、この十数年来、九州の主産地や後発地域と目されておりました東北勢がブランド牛を育成して著しい躍進をしている中で、本県が大きく立ちおくれてい

ることだけは事実であります。その結果、子牛市場の低迷が長く続いております。

仮に子牛市場が全国平均価格に届くようになれば、県の農業産出額は優に二十億円はプラスすることができそうです。優秀なブランド種牛が一頭いるかいないか、わかりやすく言えば、これだけ大きな差が出るわけです。このままでは生産者の士気も上がりません。豊後牛が衰退をしていくことも目に見えております。生産農家の切実な要望に県はどのようにこたえられるのか、部長の明確な答弁をお願いします。

刈副議長 片岡農林水産部長。

片岡農林水産部長 先ほどもお答えいたしましたように、確かに「糸福」がすばらし過ぎたということもあります。その次に続く優秀な牛の作出がやってくれたというふうに考えております。

これも先ほど申し上げましたが、育

種価を用いたり、いろんな手法を用いながら優秀な種雄牛作成を一層進めたいというふうに考えております。

現在、県では三十六頭の種雄牛を持っておりますが、このうちの基幹種雄牛十二頭、さらに候補種雄牛二十四頭、さらには育成中のものもございす。こういうものの中からいつときも早く優秀な種雄牛を選定して、繁殖農家の経営安定に資するように努めたいと考えております。

以上です。

刈副議長 近藤和義君。

近藤議員 確かに優秀な種雄牛ができておると私も予想はしておりますけれども、生産者の気持ち、今、全部、県外に向いて、県外志向なんです。そこが問題であると思うんです。だから、やっぱり一刻も早くいいものをつくらないといけない、生産者が信頼するものをつくらないといけない、そういうふうに思っております。

今、世界の各国で和牛肉のおいしさ

が人気を呼んでおります。車や家電製品だけでなく、ヘルシーな和牛肉は、すぐれた工業製品同様に、重要な輸出戦略品目になり得ることが今着目をされております。私は、中山間地の多い本県の農業に活力を呼び戻すためには、原点に返って、豊後牛の生産拡大を改めて見直し、力を注ぐことが大切ではないかと考えております。そのためには、ブランド種牛の造成は絶対に欠かせないところであります。

知事さんは、選択と集中ということをよく申されています。県のトップリーダーとして、本県農業の振興のために、農政部の意向を十分お酌み取りをいただきまして、種牛造成に一段の意を用いていたければ生産農家は大きく満足をされるんじゃないか、そういうふうに思っておりますので、最後に知事さんのご見解をお願いいたします。

刈副議長 広瀬知事。

広瀬知事 この間の口蹄疫のときの対策として、市場が再開したときに、とにかく全国平均の1割以上低いときには、その分を補てんしようというところになったわけですが、その一割というのは、通常の場合に子牛価格が全国市場の1割を切るといふことだということでございます。これが平常だというのはまことに残念なことでございまして、やっぱり畜産は大分県の農業にとって非常に大きなウエートを占めているわけでございます。

この畜産がしっかりとやれるようにするためには、今、近藤議員のお話にありましたように、やっぱり優秀な種雄牛をつくらせて、そして、それでいい子牛をつくり、全国に発信していくというところが非常に大事だというふうに思っております。

いろいろ手を尽くさせていただいて

おりますけれども、まだまだ十分でないと思いますので、大いにこれから皆さん方のご指導をいただきながら、力を尽くしていきたいというふうに思っております。

刈副議長 近藤和義君。

近藤議員 知事さんの力強いご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

大分県、やっぱり中山間地が多いわけです。牛とか畜産は土を豊かにしますし、お米とか農産物をおいしくする一番の原点でありますので、総合的に、ただ畜産だけじゃなくて、お米、野菜含めて、一体となつて大分県の安心、安全な農産物をつくらせていくことが肝要かと思っておりますので、今後ともご尽力をお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

刈副議長 以上で近藤和義君の質問及び答弁は終わりました。

暫時休憩いたします。

午後零時三分 休憩